

業務及び財産の状況に関する説明書類

第17期 2024年7月1日から2025年6月30日まで

2025年9月25日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 けやき監査法人

所在地 東京都中央区銀座1-14-5 銀座ウイングビル3階

代表者 吉村 潤一

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

- 目的 ①財務書類の監査又は証明の業務
②財務書類の調整、財務に関する調査若しくは立案又財務に関する相談の業務

沿革 2009年 5月 8日 日之出監査法人を港区南青山に設立
2009年 9月 1日 主たる事務所を千代田区平河町に移転
2012年 6月 1日 主たる事務所を港区元赤坂に移転
2015年 7月 1日 名称を「ひので監査法人」に変更
2022年11月 1日 名称を「けやき監査法人」に変更
主たる事務所を中央区銀座に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務 法定監査、任意監査
非監査証明業務 短期調査等

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項なし

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在
(会計年度末日)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	2社	2社
②金商法監査	1	
③会社法監査	2	
④学校法人監査		
⑤労働組合監査	1	
⑥その他の法定監査		
⑦その他の任意監査	1	
計	7	2

(4) 非監査証明業務の状況

2025年6月30日現在
(会計年度末日)

	大会社等	その他の会社等
対象会社等の数	0社	0社

なお、当法人では、監査業務の品質確保を優先し、人的資源を監査業務に配分する方針を採っております。監査業務受嘱のための短期調査業務などを除き、非監査業務については、基本的に受嘱しない方針としております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

①経営の基本方針

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する」という“公認会計士法第1条”の公認会計士の使命を理念とし、監査の品質維持・向上に取り組んでおります。

監査品質の維持・向上のためには、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心が十分発揮されるよう適切な動機付けを行い、監査業務の品質を合理的に確保するために必要とされる適正、能力、経験、職業倫理感を備えた人材を育成していくことが必要であり、そのためには、各構成員の個性（長所）、主体性を尊重し、働きやすい環境を整備するとともに、研修、グループディスカッション、OJT等により、啓蒙活動、知識の共有化等を行い、法人全体の監査品質向上を図る体制としております。

また、高品質な監査の提供を最重要課題として掲げ、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項を最優先することが当法人の基本方針であり、全ての構成員が価値観を共有し、実践するために、経営理念及び行動指針等を定め、全ての構成員への周知・徹底を行っております。

②経営管理に関する措置

当法人では、統括代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任を負い、社員全員が業務体制の構築、業務の実施、監査品質の確保に係る責務を果たす組織的体制を構築しております。

経営意思決定機関としては、実効的な経営が行われるように、全社員で構成される社員会を設置しております。社員会は原則として毎月（必要時・緊急時には随時）開催し、経営方針の決定、監査契約の新規締結及び更新等の決議、品質管理システムの整備・運用状況の報告、その他定款や社員会規程に定められた事項等について、活発な議論、意思決定を行っております。

また、より実効性のある公益的な役割を果たす観点から、独立性を有する第三者をガバナンス委員として選任しております。ガバナンス委員から、社員会の経営機能の実効性の評価、社員会の経営機能の実効性向上に資する助言・提言を受けて、その内容を社員会で真摯に受け止め、深度ある社員会での討議を重ねること等を通じて、更に実効性の発揮を高める機能を確保する体制を構築しております。

③法令遵守に関する措置

当法人では、品質管理規程、インサイダー取引防止規程、罰則規程等の法令遵守のための規程を整備するとともに、法令改正等を事務所内の研修テーマとして指定することとしております。また、監査ホットライン規程、公益通報規程を整備し、事務所内外から寄せられる情報を受け付ける方法、手続等を定めております。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために 必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

業務の品質の管理に主として従事する公認会計士を品質管理担当責任者として社員の中から登用し、社員会で選任しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者に対しては、品質管理において監査業務の理解を深めるため、業務執行社員及び審査担当者等の兼務を認めておりますが、監査業務への従事を制限し、品質管理に必要な時間を確保しております。また、品質管理担当責任者が関与した監査業務に対するタイムリーレビューは、監査業務から独立した者が行っており、業務執行社員として関与した監査業務については、定期的検証の対象として扱い、社員会で決定した適格性を有する者が評価することとしております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日

2025年6月30日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は、以下の事項について合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備し運用しております。

- ・当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、職業的専門家としての行動等の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。全構成員の遵守を義務付けるとともに、日常的な伝達、研修等により周知徹底を行っております。

独立性については、倫理規則等で定める独立性が確保されていることを確認するため、全ての構成員を対象に年次調査を行っております。

監査業務に関与する社員等のローテーションの方針及び手続については、品質管理規程等で定めており、最新の法令及び倫理規則等に準拠したローテーション計画を作成し、社員会で承認することとしております。

報酬依存度については、報酬依存度対応マニュアルで、セーフガード等に関する方針及び手続を定めておりますが、現在、報酬依存度が15%を超えている監査関与先はありません。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

品質管理規程、監査契約規程等において、契約の新規の締結及び更新に係る方針及び手続を定め、新規締結の場合、交代事由の調査方法、背景調査をどのように実施するかなど具体的な方針及び手続を定めております。

監査チームを構成する専門要員が十分な知識及び経験を有しているか、審査担当者が適格性を有しているか等について、監査業務規程及び監査業務に関する審査規程で、それぞれの適格性の基準（能力、経験等）を具体的に定めており、当該基準に沿って、統括代表社員又は業務執行社員が、適格性チェックリストを業務執行社員、審査担当者、主査、補助者ごとに作成して検討、評価した上で、社員会において、評価、選任（又はアサインの決定）しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

監査事務所全体の品質管理体制の向上が最優先事項であるため、そのための人材の新規採用を積極的に進めていく方針です。業務の遂行に必要な適性及び能力を保持しており、監査業務に情熱を持って取り組み、主体的に関与出来る人材を求めています。また、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力の保持・発揮のインセンティブとなるよう、専門要員の評価、報酬等の人事に関する方針及び手続に反映させております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

統括代表社員が、人事考課基準に基づく項目について評価を行い、各社員の報酬案に反映し、ガバナンス委員の確認を受けた上で、社員会決議により各人の社員報酬を決定しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

研修規程を定め、研修運営、研修履修管理方法を具体的に定めて、研修カリキュラムや研修計画の作成、その他監督行為を遂行するための必要書類を

整備しております。研修計画には、必須研修となる具体的な項目、実施時期、期限等を定めており、CPD対象の全体研修も所内で定期的を開催しております。また、研修未受講者へのフォローアップ方法や、期限までに受講しない人が出ることを防止するための施策なども、研修規程、研修マニュアルに定めており、研修管理簿を設けて定期的に専門要員のCPD履修状況を確認しております。

(ウ) その他
該当なし。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

監査業務からの独立性が確保された、専門的な見解の問い合わせ先について、社員会にて、問い合わせ先の能力、適正等を評価した上で、専門的な問い合わせ先を選任し、契約を締結しております。また、不正、企業結合、職業倫理などの項目に関して、問い合わせが必要となる具体的な事案、問い合わせの実施に関する方針及び手続を専門家アドバイザー規程で定めております。

(イ) 監査上の判断の相違の解決

品質管理規程において、監査上の判断の相違が生じた場合の方針及び手続を定めており、社員会で審議し、解決するための適切な措置を講じることとしております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

品質管理規程、監査業務に関する審査規程で、審査に関する方針及び手続を定めており、全ての監査業務で、審査担当社員による審査を受審することとしております。審査担当社員の選任については、適格性の要件を具体的に定め、当該基準に沿って、社員会において、評価、選任しており、審査が必須となる内容と範囲（監査計画、監査意見形成等）、審査の実施時期（適切な段階で適時に審査する時期）も定めております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では、電子監査調書システムを導入しており、監査調書マニュアル等に対応方針及び手続を定め、改ざん等を防止するための規程や仕組みを整備しております。調書整理完了後は、調書ファイルの直接編集は出来ない仕様となっており、データの更新履歴も確認出来る仕組みとなっております。当初の調書整理完了時の状態でデータが保存されていることを定期的にモニタリングしております。

(オ) その他
該当なし。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

①情報と伝達に関する品質目標の設定

品質管理規程において、品質目標を以下の通り設定しております。

- ・情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性

- のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること。
- ・ 監査事務所の組織風土が、専門要員と監査事務所との間及び専門要員間で情報を交換する責任を認識させ強化するものであること。
 - ・ 監査チームを含む監査事務所全体で関連性のある信頼性の高い情報が交換されること。
 - ・ 関連性及び信頼性の高い情報が外部の者に伝達されること。

② 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守

監査業務に係る専門要員の関連法令違反、不適切な行為、判断及び意見表明、監査事務所の定める品質管理システムへの抵触等に関して、当法人の内外から情報を適切に収集するため、公益通報規程、監査ホットライン規程を設けて情報収集の手続き等を定めて運用しております。

③ 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

監査役等とのコミュニケーションにおいて、品質管理システムの実施状況について協議を行い、監査業務に対する信頼性の維持確保を図ることを監査業務規程に定めて運用しております。

④ 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

業務及び財産の状況に関する説明書類（公認会計士法施行規則第93条）、監査品質のマネジメントに関する年次報告書（同規則第95条）、監査法人の組織的な運営に関する原則（同規則第96条）を公表するために必要となる方針及び手続をマニュアル等に定めて運用しております。

⑤ 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

業務及び財産の状況に関する説明書類、監査品質のマネジメントに関する年次報告書、監査法人の組織的な運営に関する原則の3つの報告書を、日本公認会計士協会のホームページ及び当法人のホームページで公表することとしております。

キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

品質管理規程において、監査業務の引継ぎについて、以下の通り定めております。

① 当法人が後任の監査事務所へ引継ぎする場合

財務諸表の重要な虚偽表示に関する情報又は状況、あるいは企業との間の重要な意見の相違等を含め、監査上の重要事項を後任の監査事務所に伝達するとともに、後任の監査事務所から要請があった場合にはそれらに関連する監査調書の閲覧に応じるための方針又は手続を遵守する。

② 当法人が前任の監査事務所から引継ぎを受ける場合

交代事由、企業との間の重要な意見の相違等の監査上の重要事項に関する問合せのための方針又は手続を遵守する。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

品質管理規程等において、品質管理システムに関する最高責任者を統括代表社員、品質管理システムの整備及び運用、品質管理システムの特定の側面の運用に関する責任（独立性に係る要求事項の遵守、モニタリング及び改善プロセスを含める。）を品質管理担当責任者と定めております。統括代表社員は、当法人の品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負っており、品質管理担当責任者は、品質管理システムに関する整備及び運用、品質管理状況のモニタリング及び改善プロセスの運用等に関する責任を負っております。

- ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

品質管理システムの目的を達成するために必要であると判断する品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害しうる品質リスクを識別して評価しております。品質リスクの評価の根拠に基づき、また当該根拠に応じた方法により、品質リスクに対処するための対応をデザインし適用しております。

- コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

モニタリングとして、品質管理の整備・運用状況の評価、監査業務のタイムリーレビューを実施しております。モニタリングで発見した気付き事項は、法人内のグループウェアで関係者と共有し、課題と改善状況の見える化を図っております。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

当法人の品質管理システムに関する最高責任者である統括代表社員が、事業年度末日である2025年6月30日を基準日として、全ての関連する情報に基づき品質管理システムの年次評価を実施した結果、品質管理システムに対して重要な影響を及ぼす不備は認識されず、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供していると評価しました。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容
該当なし。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人では特定社員制度を採用しておらず、今後も採用予定はないため、該当事項はありません。

- (5) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項（品質管理レビュー））を受けた年月

2023年1月（通常レビュー報告書受領月）

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の統括代表社員が当事業年度の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称
該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容
該当事項なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月
該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容
該当事項なし

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5人	人	5人

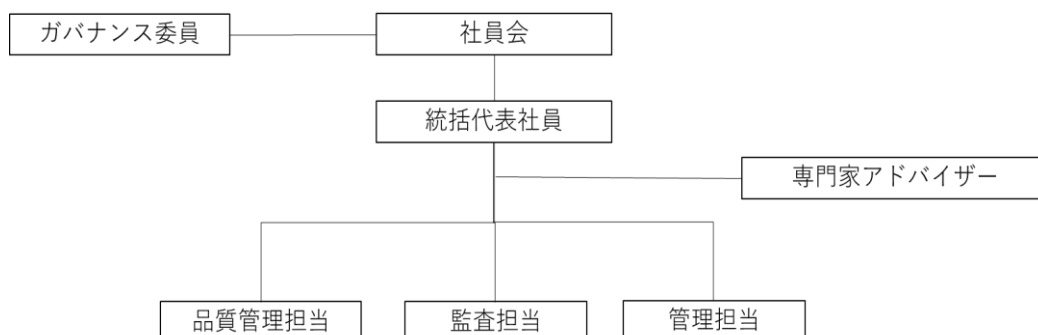
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要事項の決定	5人	人	5人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士で ある使用人の 数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) けやき監査法人	東京都中央区銀座1-14-5 銀座ウイングビル3階	5人	人	5人	8人
(従)					

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第16期 2023年7月 1日～ 2024年6月30日	第17期 2024年7月 1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	87,130	65,728
非監査証明業務	—	—
合計	87,130	65,728

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付しない。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付しない。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社セルシード（2018年4月以降）

トヨクモ株式会社（2022年4月以降）

以 上